

2号認定・3号認定の保護者の皆様

香芝市長 吉田 弘明
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための
保育所・認定こども園等の臨時休園期間の延長について

平素は香芝市就学前教育保育の推進にご協力いただきありがとうございます。

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本市では、当初5月6日(水)までとしていた保育所等の臨時休園の措置を5月31日(日)まで延長することを決定しました。

また、市内私立保育園・こども園・小規模保育園に対しても同様の要請を行います。

なお、下記に該当する場合で、どうしても保育が必要な場合については、引き続き保育を継続していきますので、各園に「保育利用申請書」を提出していただきますようお願いいたします。

臨時休園の期間が延びることで保護者の皆様にはさらなるご負担をおかけしますが、市内での更なる感染拡大防止や乳幼児の安全面に配慮した措置ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. 臨時休園期間

令和2年4月22日(水)～5月31日(日)

※ 期間を延長又は短縮する場合は改めてお知らせします。

※ 香芝市外の園をご利用の保護者の方への登園自粛要請の期間も、5月31日(日)まで延長します。

2. 臨時休園期間中に保育の対象となる家庭

- ・医療従事者
- ・警察、消防等に勤務しているかた
- ・介護施設等に勤務しているかた
- ・社会機能を維持するために必要な業務に従事しているかた
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

※ 保育を利用する場合は、各園に「保育利用申請書」を提出してください。

3. 保育料について

5月31日までの期間で家庭保育(臨時休園)にご協力いただいた日数に応じて、日割り計算にて減額します。

※ この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。

4. 保育料の返還方法

いったん保育料全額をお納めいただき、該当期間の出席日数を利用施設から報告いただきますので、

報告に基づき保育料を再算定し、差額を還付します。

還付の時期・方法は後日お知らせします。

※給食費等の取扱いについては、公立施設は香芝市、私立施設は各園にお問い合わせください。

5. 給食について

臨時休園の期間中において、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

6. 育児休業の取扱いについて

4月入所(園)の場合は4月中の職場復帰、5月入所(園)の場合は5月中の職場復帰をお願いしていましたが、登所・登園自粛及び臨時休園に伴い、4月入所(園)・5月入所(園)ともに職場復帰は6月でも可とします。育児休業を延長される場合は、6月中の復職が分かる勤務等証明書を6月20日(土)までに園に提出してください。

※育児休業延長の手続きや育児休業給付金の取扱いについては、お勤め先等にご確認ください。

7. 求職活動の取扱いについて

4月入所(園)の場合は4月中の就職決定、5月入所(園)の場合は5月中の就職決定をお願いしていましたが、登所・登園自粛及び臨時休園に伴い、4月入所(園)・5月入所(園)ともに求職活動期間を6月まで延長いたしますので6月中の就職決定をお願いします。就職が決まり次第、勤務等証明書を園に提出してください。

また、4月・5月中に仕事が決まらず、6月まで求職活動を延長した方は、4月・5月中の活動状況等を書いた申立書を6月に提出していただきます。

8. その他

①今後の取扱いについて

現時点では、登所・登園自粛要請は4月1日から4月21日まで、臨時休園は4月22日から5月31日ですので、保育料の日割り・育児休業等の取扱いも4月1日から5月31日までとなります。状況が変わり臨時休園等を延長又は短縮する場合は改めてお知らせします。

②市外の保育所・認定こども園を利用されているかた

市外の保育・認定こども園等を利用中のかたは、利用されている施設によって臨時休園の取り扱いが変わりますので、ご利用の施設にお問い合わせください。

(保育料については日割りで計算いたします。)

③お仕事を辞められた場合

退職された場合は、こども課にご連絡ください。

香芝市教育委員会事務局 こども課
〒639-0292
奈良県香芝市本町1397番地
Tel:0745-44-3336(直通)
Fax:0745-78-9150